

公益財団法人九州先端科学技術研究所における公益通報・相談処理に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人九州先端科学技術研究所(以下「研究所」という。)の職員(公益財団法人九州先端科学技術研究所の組織及び運営に関する規則第3条第1項及び第2項に定めるものをいう。以下同じ。)からの、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス(法令順守)に係る経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

(窓口)

第2条 職員からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口は、福岡市経済観光文化局創業・立地推進部とする。

(通報・相談の方法)

第3条 通報・相談の窓口の利用は、電話、電子メール、書面又は面会の方法によるものとする。

(通報・相談の利用者)

第4条 通報・相談の窓口の利用者(以下「通報者等」という。)は、研究所の職員とする。

(調査の実施)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は総務部が行う。

2 理事長は、調査の内容によって、関連する部署の職員のうちから構成された調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 各部署の職員は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(研究所内処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は、当該行為に関与した者に対し、就業規則にしたがって、処分を課すことができる。ただし、民間企業からの派遣職員については、社員の出向に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき行う。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第9条 理事長は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇そ

の他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 理事長は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を取らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、就業規則又は協定書にしたがって、処分を課することができる。

(個人情報保護)

第 10 条 理事長及びこの要綱に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 理事長は、前項に違反して、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則又は協定書にしたがって、処分を課することができる。

(通知)

第 11 条 理事長は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第 12 条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

- 2 理事長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則又は協定書に基づき処分を課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第 13 条 相談又は通報を受けた者(通報者等の管理者、同僚等を含む。)は、この要綱に準拠し誠実に対応するよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。